

公示番号：161015

国名：北米・中南米地域

担当部署：中南米部中米・カリブ課

案件名：生活改善広域アドバイザー業務

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：生活改善広域アドバイザー
- (2) 格付：2号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年2月中旬から2019年2月中旬まで
- (2) 業務 M/M：国内 4.50M/M、現地 14.00M/M、合計 18.50M/M
- (3) 業務日数：
 - ・ 第1次 国内作業 10日、現地業務 45日
 - ・ 第2次 国内作業 10日、現地業務 60日
 - ・ 第3次 国内作業 10日、現地業務 45日
 - ・ 第4次 国内作業 10日、現地業務 60日
 - ・ 第5次 国内作業 10日、現地業務 45日
 - ・ 第6次 国内作業 10日、現地業務 60日
 - ・ 第7次 国内作業 10日、現地業務 45日
 - ・ 第8次 国内作業 10日、現地業務 60日
 - ・ 帰国後整理期間 10日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第1次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：1月18日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型) 公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年1月31日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ①業務実施の基本方針 16点
- ②業務実施上のバックアップ体制等 4点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ①類似業務の経験 28点
- ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
- ③語学力 16点
- ④その他学位、資格等 12点
- ⑤業務従事予定者によるプレゼンテーション 16点

(計 100 点)

類似業務	生活改善に係る各種業務
対象国／類似地域	中米・カリブ地域／全世界
語学の種類	西語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

中米・カリブ地域の国々は、相対的に所得水準が高い国が多いものの、国内の都市部と農村部の貧富の格差は大きい状態が続いていることから、JICA は 2005 年以降、中米・カリブ地域¹を対象として生活改善手法を取り入れた課題別研修及び国別研修（生活改善アプローチを通じた持続的農村開発等）を継続的に実施してきた。同研修に参加した帰国研修員は、帰国後に各国の帰国研修員ネットワークの構築・強化に取組み、さらには、各国の経験共有のため中米・カリブ地域レベルの帰国研修員ネットワーク（REDCAM）が 2006 年に設立された。

各国において中央政府、現場レベルで様々な取組みが実践されるなか、中米・カリブ地域で特に顕著な成功を収めているコスタリカ及びドミニカ共和国において、JICA は本案件の先行案件に当たる「中米・カリブ地域生活改善広域アドバイザー」（以下、「先行案件」という。）を派遣し（2014 年 8 月～2016 年 10 月）、生活改善手法の制度化促進に向けて、両国の成果を可視化し体系化できるシステム（生活改善可視化システム、以下「SIMEVI」という。²）の構築及び生活改善手法の普及手法の確立に係る支援を実施した。

コスタリカにおいては、省庁間連携チームが形成され、生活改善手法に取り組んでいるものの、2018 年には現大統領の任期が終了する予定であることに加えて、農牧省の普及員の高齢化に伴い体制が弱体化していることもあり、右体制の強化に係る支

¹ドミニカ共和国、コスタリカ、メキシコ、グアテマラ、ホンジュラス、エルサルバドル、ニカラグア、パナマ

²SIMEVI (Sistema de Informacion de Mejoramiento de Vida)：生活改善普及員が活動を入力し、事例のデータベースを構築することにより各地の事例の共有がされ、さらにモニタリングのツールとなることが期待される。以下のリンクより閲覧可能。
<http://www.mag-jica-emv.net/>

援が求められている。また、ドミニカ共和国においては、従来型の農村開発手法からの手法の見直しが行われたところであり、生活改善手法の普及そのものに係る支援を継続しつつ、SIMEVI への事例の入力を図っていくことが求められている。さらに、先行案件で構築された SIMEVI は、今後はコスタリカ農牧省により管理されていくことになるが、現状では入力出来る事例に限られている等、生活改善の効果的なモニタリングのツールとして活用するには、強化すべき点が多い。同システムは、コスタリカ及びドミニカ共和国における生活改善の取り組みや成果を可視化することで、生活改善手法の制度・政策への活用を促すことを目的とする一方、今後は、二か国に限らず他の中米・カリブ地域対象国³の事例も盛り込んでいくことで、同地域での生活改善の取り組みの普及に資することが期待されている。

このような背景を踏まえ、今般、コスタリカ農牧省及びドミニカ共和国農地庁より再度生活改善広域アドバイザーの要請がなされた。

7. 業務の内容

本業務は、ドミニカ共和国及びコスタリカを中心とした中米・カリブ地域対象国における生活改善分野の帰国研修員等の活動を把握しつつ、別途 JICA が傭上するローカルコンサルタントによる可視化システム開発への支援、及び同システムを活用したモニタリング結果の分析・体系化、ドミニカ共和国及びコスタリカ政府の農村開発における制度・政策への提言の策定、さらに、同システムを活用した中米・カリブ地域対象国へ成果・教訓の共有を進め、各国における取り組みの推進につなげることを目的とする。なお、業務を進めるに当たっては、相手国政府関係機関、その他プロジェクト関係者との協議、意見交換を十分に行うこととする。ドミニカ共和国およびコスタリカでの業務期間配分は、各国の進捗状況に鑑み適宜調整することとする。他中米・カリブ地域の国での活動は、JICA 中南米部及び関係する JICA 事務所・支所と相談の上、必要に応じ出張し業務を実施する。

- (1) 以下の業務については、毎回の国内作業に実施する共通事項とする。
 - ① 各次の現地派遣渡航前に、現地業務ワークプラン（和文）を作成し、JICA 中南米部、ドミニカ共和国事務所及びコスタリカ支所（以下、JICA 事務所）に対し説明を行った後、JICA 中南米部に提出し、承認を得る。
 - ② 各次の現地派遣帰国後に、現地業務結果報告書（和文）を作成し、JICA 中南米部、JICA 事務所に対して説明を行った後（TV 会議）、JICA 中南米部に提出し、承認を得る。
 - ③ JICA が設立を予定している国内有識者委員会から適宜支援を受けつつワークプランを作成し、業務の報告をする。
- (2) 以下の業務については、毎回の現地作業に実施する共通事項とする。
 - ① 各次現地業務開始時に、現地 C/P に現地業務ワークプラン（西文）を説明し、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打合わせる。
 - ② ドミニカ共和国及びコスタリカにおける生活改善手法普及活動に係る体制強化の支援をする。
 - ③ ドミニカ共和国及びコスタリカにおける生活改善手法の普及活動及び SIMEVI

³メキシコ、グアテマラ、ホンジュラス、エルサルバドル、ニカラグア、パナマ

- の活用状況のモニタリングを支援する。
- ④ ローカルコンサルタントが行う SIMEVI のシステムの管理・開発について支援をする。
 - ⑤ 各次現地作業終了時に、現地業務結果報告書（西文）を作成し、C/P 及び JICA 事務所に提出し、報告を行う。
- (3) 第1次国内作業期間（2017年2月中旬）
上記（1）に加え、以下の業務を実施する。
- ① JICA 中南米部より関連資料を受領した上で、現在までに JICA によって実施されてきた中米・カリブ地域向けの生活改善プログラムの結果について、実績の把握・成果の分析を行う。
- (4) 第1次現地業務期間（2017年3月～2017年4月）
上記（2）に加え、以下の業務を実施する。
- ① ドミニカ共和国及びコスタリカにおける農村開発制度・政策及び体制に関する情報収集及び分析を行う。
 - ② ドミニカ共和国及びコスタリカにおける生活改善手法の普及活動に関する情報収集及び分析を行い先行案件の成果・課題を整理する。
 - ③ ドミニカ共和国及びコスタリカにおける SIMEVI の活用状況に関する情報収集及び分析を行い先行案件の成果・課題を整理する。
 - ④ 上記③及び④の結果に基づき、今後の活動方針・計画を立案する。
- (5) 第2次国内作業期間（2017年5月）
上記（1）のとおり。
- (6) 第2次現地派遣期間（2017年5月～6月）
上記（2）に加え、以下の業務を実施する。
- ① ドミニカ共和国及びコスタリカにおける生活改善手法の普及活動及び SIMEVI の活用状況の分析結果を取り纏め、優良事例を抽出する。
 - ② 上記①で抽出された優良事例を体系化する。
- (7) 第3次国内作業期間（2017年7月）
上記（1）のとおり。
- (8) 第3次現地派遣期間（2017年7月～9月）
上記（2）に加え、以下の業務を実施する。
- ① 中米・カリブ地域対象国における、農村開発分野での優良事例を発掘・収集する。（各国への出張期間、時期については、各国の状況を踏まえ、都度 JICA 中南米部及び対象国 JICA 事務所・支所と調整する。）
- (9) 第4次国内作業期間（2017年10月）
上記（1）のとおり。
- (10) 第4次現地派遣期間（2017年11月上旬～12月）
上記（2）に加え、以下の業務を実施する。

- ① 中米・カリブ地域対象国における経験共有のための REDCAM 地域会合実施に向け、JICA 及び各国関係機関・関係者との協議を進め、支援する。(会合実施時期については目安とし、関係者間との協議により決定することとする)。

(1 1) 第 5 次国内作業期間 (2017 年 1 月)

上記 (1) のとおり。

(1 2) 第 5 次現地派遣期間 (2017 年 2 月～3 月)

上記 (2) に加え、以下の業務を実施する。

- ① 前半 (第 1～4 次現地派遣) の結果を踏まえ、成果・課題を整理する。
- ② ドミニカ共和国及びコスタリカにおける生活改善手法普及活動に係る体制強化のための改善策 (案) を作成する。
- ③ ドミニカ共和国及びコスタリカにおける生活改善手法の普及活動及び SIMEVI の活用状況のモニタリングについての改善策 (案) を作成する。

(1 3) 第 6 次国内作業期間 (2018 年 4 月)

上記 (1) のとおり。

(1 4) 第 6 次現地派遣期間 (2018 年 5 月～6 月)

上記 (2) に加え、以下の業務を実施する。

- ① ドミニカ共和国及びコスタリカにおける生活改善手法普及活動に係る体制強化のための改善提案を行う。
- ② ドミニカ共和国及びコスタリカにおける生活改善手法の普及活動及び SIMEVI の活用状況のモニタリングについて改善提案を行う。

(1 5) 第 7 次国内作業期間 (2018 年 7 月)

上記 (1) に加え、以下の業務を実施する。

- ① 「実績報告書 (案)」 (和文・西文) を作成し、JICA 中南米部、JICA 事務所に対して説明を行った後 (TV 会議)、JICA 中南米部に提出し、承認を得る。

(1 6) 第 7 次現地派遣期間 (2018 年 8 月～9 月)

- ① 「実績報告書 (案)」の内容を C/P 及び各国政府関係者に説明・意見交換の上、必要に応じて改訂する。

(1 7) 第 8 次国内作業期間 (2018 年 10 月)

- ① 「実績報告書 (最終版)」を作成し、JICA 中南米部、JICA 事務所に対して説明を行った後 (TV 会議)、JICA 中南米部に提出し、承認を得る。

(1 8) 第 8 次現地派遣期間 (2018 年 11 月～12 月)

上記 (2) に加え、以下の業務を実施する。

- ① 「実績報告書 (最終版)」の内容を C/P 及び各国政府関係者に説明の上、提案する。
- ② 中米・カリブ地域対象国における経験共有のために REDCAM 地域会合 (TV 会議) の実施を支援し、本業務全体の結果について共有を図る (会合実施時期については目安とし、関係者間との協議により決定することとする)。

(19) 帰国後整理期間(2019年1月)

- ① 専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA 中南米部、JICA 事務所に対して説明を行った後(TV会議)、JICA 中南米部に提出し、承認を得る。

8. 業務実施に係る留意事項

(1) 生活改善分野の本邦研修の成果

本邦研修対象 8 カ国 において、帰国研修員は日本での学びを自国に適用するべく、農民により構成される生活改善実行グループに対して、衛生改善や栄養改善を含む「衣・食・住」の改善や、女性の地位向上、農民の主体性向上に取り組んで来ており、成果を残している。国によって中央政府・地方政府主導型の活動や NGO 中心型の活動といった差異を見られるが、国を超えた中米地域ネットワークを通じて、各国のマニュアルや課題等について相互に学び合うことが、活動促進に結び付いてきた。一方、成果の文書化は断片的で、統一された取りまとめ方法や体系化が必要であり、先行案件で構築された SIMEVI の活用が期待される。

(2) 現地派遣期間の対象国

第 1 次～8 次現地派遣は、ドミニカ共和国とコスタリカへの派遣を想定している。なお、その他関係国への派遣については、業務の進捗状況により必要性が発生した場合に、その都度 JICA 中南米部及び各国 JICA 拠点との協議を行い、派遣を検討・調整する。

(3) 対象国の生活改善に関する取り組みの現状

各対象国の生活改善に関する取り組みにおける状況は異なる。本専門家は、各国の現状・ニーズを十分に理解した上で、業務工程・業務方針を策定し、それぞれの対象地に適した業務を実施することが求められる。

(4) 地域会合の実施

業務期間中の JICA 主催の REDCAM 地域会合開催に際し、本専門家は、JICA 中南米部や対象国の JICA 拠点と協議の上、準備及び実施を支援する。開催時期については、業務開始後の関係機関との協議を踏まえて決定する。

(5) 国内有識者委員会

中米・カリブ地域生活改善国内有識者委員会の設置が予定されている。本専門家の業務については、同委員会と手法、成果品の取り纏めや活用の方法等について、適宜相談・協議しつつ進める。国内有識者委員会は、開発政策、モニタリングツール開発、生活改善、普及手法の分野より 5 名で構成され、年 4 回程度の JICA 主催の国内有識者委員開催が想定される。

9. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、専門家業務完了報告書とする。

(1) 現地業務ワークプラン(和文・西文 各 5 部)

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

(2) 現地業務結果報告書（和文・西文 各5部）

記載項目は以下のとおり。

- ① 業務の具体的内容
- ② 業務の達成状況

(3) 実績報告書（和文・西文 各5部）

- ① ドミニカ共和国及びコスタリカにおける農村開発制度・政策の分析結果
- ② SIMEVI を活用した両国における生活改善活動のモニタリング結果
- ③ 両国における好事例の抽出・分析
- ④ 両国における教訓、留意点の検討
- ⑤ 両国政府の制度・政策への提言
- ⑥ ドミニカ共和国・コスタリカ以外の中米・カリブ地域対象国での好事例の抽出・分析
- ⑦ 中米・カリブ地域対象国におけるドミニカ共和国・コスタリカの経験活用実績
- ⑧ 今後の中米・カリブ地域対象国での展開についての提言

(4) 専門家業務完了報告書（和文5部）

記載項目は以下のとおり。

- ① 業務の具体的内容
- ② 業務の達成状況
- ③ 業務実施上遭遇した課題とその対処

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

10. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、「本邦→ドミニカ共和国→コスタリカ→本邦」、もしくは「本邦→コスタリカ→ドミニカ共和国→本邦」を、見積書に計上すること。なお、本邦⇄コスタリカ（サンホセ）は、ヒューストン経由、本邦⇄ドミニカ共和国（サントドミンゴ）は、ニューヨーク経由、サンホセ⇄サントドミンゴは、パナマシティ経由を標準経路とする。

11. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地派遣は、8回の派遣を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。

② 便宜供与内容

- ア) 空港送迎
あり（第一次現地派遣のみ）
- イ) 宿舎手配
あり（第一次現地派遣のみ）
- ウ) 車両借上げ
必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）
- エ) 通訳傭上
なし
- オ) 現地日程のアレンジ
原則 C/P と直接調整して頂きますが、JICA ドミニカ共和国事務所、JICA コスタリカ支所にて必要に応じアレンジいたします。
- カ) 執務スペースの提供
ドミニカ共和国農地庁、コスタリカ農牧省もしくは及び農村開発庁内における執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を JICA 中南米部中米・カリブ課(TEL:03-5226-8563)にて配布します。

- ・ドミニカ共和国及びコスタリカにおける生活改善実績報告書

本邦研修参加者のアクションプラン等の関連資料は、JICA 筑波国際センター図書情報室（電話：029-838-1111（代表））にて閲覧可能です。

(3) プレゼンテーションの実施

評価に当たり、業務従事予定者によるプレゼンテーションを以下のとおり実施する予定です。

- ① 実施時期：1月23日（月）（予定）
（詳細な日時は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
- ② 実施場所：JICA 内会議室
当日 JICA へ来訪できない場合、電話会議、web 会議、テレビ会議等の利用を認める場合がありますので、調達部までお問い合わせください。
- ③ 実施方法：
 - ・一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。
 - ・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
 - ・業務従事予定者以外の出席は認めません。

(4) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1 名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の

安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上